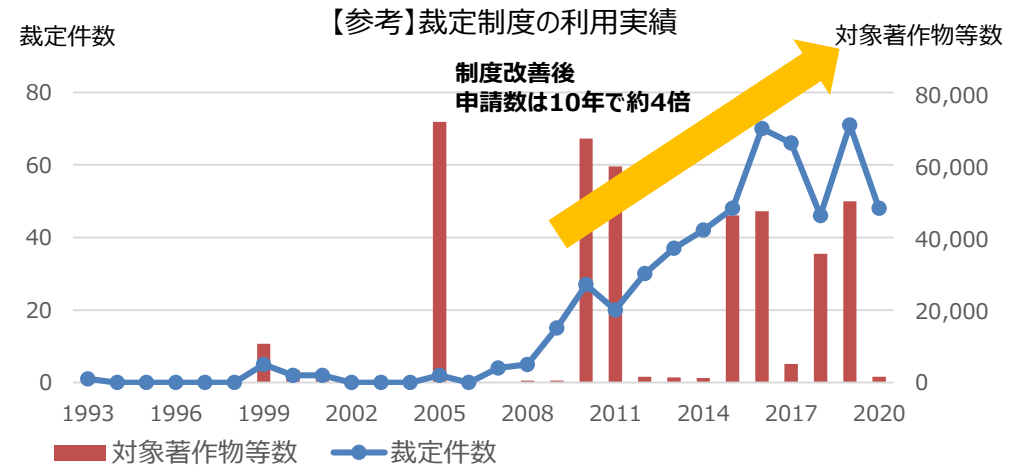
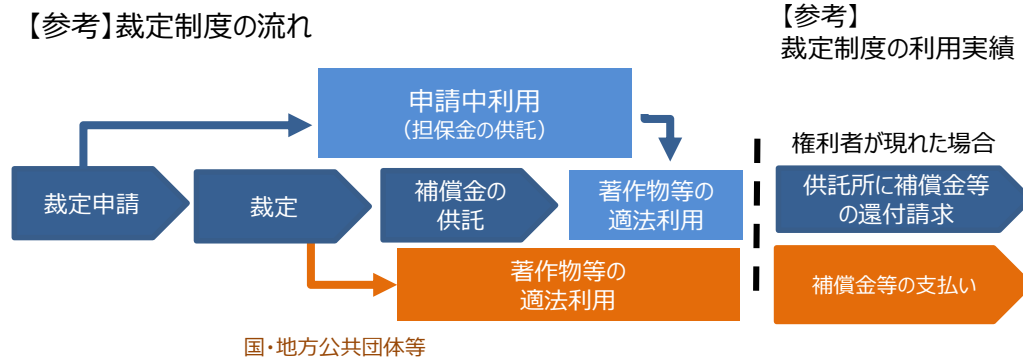


裁定制度とは、著作権者が不明である等の理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託することで、その著作物等を利用することができる制度（著作権法第67条）。



利用目的	限定なし（商業目的でも利用可能）	2009年以降 継続的に見直しを実施	2020年度実績（2021.3末時点） 対象著作物等数：1,666点 裁定件数：48件
対象著作物	公表等された著作物、実演、レコード、放送、有線放送 申請 1 回における著作物数の制限なし		
権利者搜索 「相当な努力」要件 (①②③の全て必要)	① 権利者情報を掲載している資料の閲覧（⇒名簿・名鑑等の閲覧 又は インターネット検索） ② 権利者情報を保有している者への照会（⇒著作権等管理事業者や関連する著作権団体等への照会） ③ 公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ（⇒ 日刊新聞紙への掲載 又は 著作権情報センター（CRIC）のウェブサイトに掲載） ⇒ 過去に裁定を受けた著作物の場合は、①及び②の代わりに、 裁定実績データベースの閲覧 で足りる。		
利用期間	申請者が自由に設定可能		
これまでの改善事項	✓ 裁定申請中であっても、担保金を供託することで、著作物を利用できる（＝「申請中利用」制度）（平成21年～） ✓ 文化庁ウェブサイトにおいて、過去に裁定を受けた著作物の情報を掲載（＝裁定実績データベース）（平成28年～） ✓ 裁定の申請に係る手数料を見直し、1件につき13,000円から 6,900円に改定 。（平成30年4月～） ✓ 補償金等の支払を確実に行うことが期待できる 国や地方公共団体等については、事前の供託を求めず 、権利者と連絡することができるに至った場合に、 直接支払うことが可能 。（平成30年著作権法の一部改正）（平成31年1月～） ✓ 自らが過去に裁定を受けた同一著作物等の追加的利用については、再度の裁定申請は不要。		

裁定利用の例

	利用方法	具体的な例			
		著作物等の題号等	著作物等の種類	利用方法	利用者
営利 (商業) 利用	過去のドラマをDVD化する	連続テレビ小説「おしん」における101役	実演	DVD・BDに複製し、販売	(株) NHKエンタープライズ
	入試問題に使われた著作物を出版用教材に掲載する	東京大学2004年度入試英語問題に掲載された英文等8件	言語	出版用教材に複製し、販売 ウェブ用教材として配信	(株) Z会
	小説を電子書籍化する	『明日なき身』等小説3点	言語	電子書籍として複製し、ダウンロード形式の公衆送信を行う。	(株) 講談社
非営利 利用	地元の古い地図を図書館のインターネットに掲載する	「美濃岐阜市街全図」等78件	図形(地図)	図書館ウェブサイトにおいてインターネット配信	岐阜県図書館
	校歌をCDに録音して保存する	狛江第四小学校校歌(歌詞) 狛江第五小学校校歌(楽曲・歌詞)	音楽	CDに録音	(一財) 狛江市文化振興事業団
	古い書籍をデジタルアーカイブに掲載する	山田村郷土誌 福原潜次郎編 等 (計44,394件)	言語 美術 音楽	国立国会図書館デジタルコレクションのコンテンツとして公衆送信	国立国会図書館

著作権者不明等の場合の裁定制度の見直しの実績

2009年度

- 「相当な努力」要件の明確化
 - ・権利者情報を掲載している資料の閲覧
(ア・イ両方必要)
 - ア 名簿・名鑑等の閲覧
 - イ インターネット検索
 - ・権利者情報を保有している者への照会
(ウ・エ・オの全て必要)
 - ウ 著作権等管理事業者等への照会
 - エ 著作物等の販売等を行う者への照会
 - オ 関連する著作者団体等への照会
 - ・公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ
 - カ 日刊新聞紙への掲載 又は
 - キ 著作権情報センター (CRIC) のウェブサイトへ30日以上掲載
- 裁定申請中の著作物等を利用可能化
 - ・担保金を供託することで、裁定を受けるまでの間、裁定申請した著作物を利用できることとした。
- 裁定制度の対象の拡大
 - ・裁定制度の対象を著作隣接権にも拡充した。

2014年度

- 「相当な努力」要件を緩和
 - ・権利者情報を掲載している資料の閲覧
 - 「名簿・名鑑等の閲覧」
 - 「インターネット検索」
 - のどちらかでもよいとした。
 - ・権利者情報を保有している者への照会
「著作物等の販売等を行う者への照会」は不要とした。
 - ・公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ
30日から7日に短縮した。
- 裁定手続の簡素化
 - ・著作物等の利用期間を申請者が自由に設定できることとした。(過去は最大5年)
 - ・同一著作物等の追加的利用について、一括して裁定を可能とし、再度の裁定申請は不要とした。

2016年度

- 過去に裁定を受けた著作物のデータベースの整備
 - ・文化庁ウェブサイトへ31万点を超える著作物の情報を掲載した。
 - ・著作物の題号、氏名、過去になされた裁定の情報、著作権者に関する情報等の項目を整備した。
- 過去に裁定を受けた著作物の「相当な努力」の要件を緩和
 - ・権利者の検索について
 - ①「データベースの閲覧」
 - ②「日刊新聞紙」又は「著作権情報センター (CRIC) のウェブサイト」への掲載で足りることとした。

2017年度

- 裁定の申請に係る手数料の改定
(2017年11月15日公布、2018年4月1日施行)
裁定の申請の際に必要な手数料の額について見直しを行い、1件につき13,000円から6,900円に改めた。

2018年度

- 事前供託の一部免除
 - ・権利者と連絡することができるに至った場合に、補償金等の支払を確実にすることが期待できる国や地方公共団体等については、事前の供託を求めないこととする法改正を行った。

著作権者不明等の場合の裁定制度の見直しに関する2020年度の検討状況

●「相当な努力」の要件緩和

「公益社団法人著作権情報センター」(CRIC)のウェブサイトへの広告掲載(7日間)の取扱いは維持しつつ、7日間の経過を待たず、広告掲載直後からの裁定申請を可能とする。⇒これにより、利用開始までの期間が1週間程度短縮できる。

●申請手続の電子化

手数料納付のための収入印紙が貼付された申請書以外の必要書類については、メールでの提出を可能とするなど、すみやかに電子化を進める。※手数料納付の電子化については、文部科学省には整備されていない電子決済システム等の構築が必要となるところ、政府全体における行政手続の電子化の動向を踏まえながら対応を進めることとする。

●裁定に係る事務処理の迅速化

事務処理に係る体制の充実に努めるとともに、申請から利用開始までの標準的な処理期間 (例：申請中利用制度を活用する場合には、申請から1月以内) を定めて公表するなど、事務処理の迅速化を図る。(現状：申請から裁定までの標準処理期間は2か月)

●補償金の事前供託免除の対象範囲の拡大

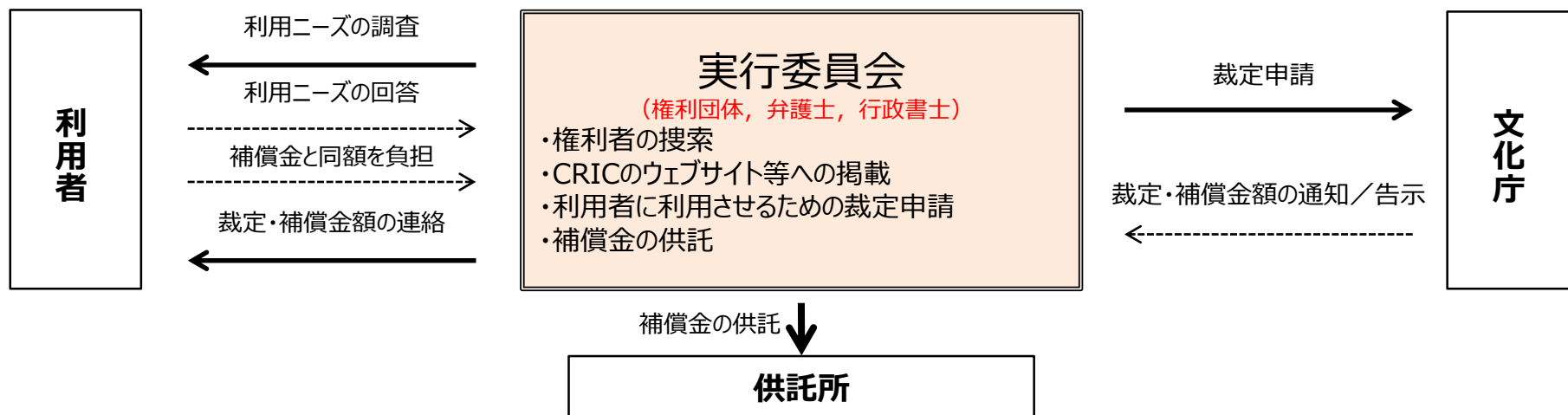
民放事業者について、権利者が現れた場合における補償金支払いの确实性を担保するための要件を設定しつつ、事前供託免除の対象に加える。具体的な要件の在り方については、放送政策の観点から見た放送事業者の財務状況の健全性等を基準とすることを視野に、文化庁と総務省で検討を進め、早急に具体的な対応を決定する。

著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業

【事業内容】

- 著作権者不明等の場合の裁定制度について、利用者の負担を軽減する方策を検討するため、権利者団体等の協力を得て、2016年度から2019年度まで実施。権利者団体が、裁定利用に必要な「権利者の検索」や「文化庁への申請」等をまとめて行い、利用者の負担軽減の効果等について検証した。
- 有意義な取組であると認められたことから、2020年度からは権利者団体で構成する「オーファンワークス実証事業実行委員会」が引き続き同様の取組を行っている。

【事業イメージ】



【成果】

年度	裁定申請件数（著作物数）	実施した主な取組・成果
2016	14件（441点）	裁定制度利用の試験運用
2017	14件（3,393点）	実演に関する申請を初受付、制度の自走化に向けた業務フローの改善
2018	16件（623点）	募集範囲の拡大（実演の取扱を正式追加）、自走化に向けた業務体制・事務手続きの定型化
2019	16件（704点）	実務的なスキームの確立、権利者団体による利用円滑化の体制整備